

資料編

松沢マニフェスト進捗評価委員会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、松沢マニフェスト進捗評価委員会(以下「委員会」という。)の設置及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この委員会は、松沢成文神奈川県知事(以下「知事」という。)の委嘱に基づき、次の事項を目的として運営するものとする。

松沢知事が選挙時に掲げたマニフェスト(政権公約)の進捗状況を点検・評価し、今後の県政運営に反映させること。
評価結果及び基礎とした情報を全面的に公開することにより、県政に対する県民自身の評価や参加をサポートすること。

以上の取組みを通じて、マニフェストに基づく新しい行政運営のあり方を提案すること。

(設置期間)

第3条 委員会の設置期間は、平成16年3月6日から平成19年4月末日までとする。

(委員)

第4条 委員会は、知事が委嘱した委員(概ね5名)及び県民委員(概ね6名)によって構成する。

(2) 委員は学識者をもって充て、県民委員は県民からの公募によって選考された者をもって充てる。

(3) 県民委員の募集は別に定める要領に基づいて知事が実施し、応募者が多数にのぼった場合は、知事及び委員が協議して選考する。

(4) 委員は、委員会の運営及び議事に参加し、かつ議決に加わる。

(5) 県民委員は、委員会の運営及び議事に参加する。

(6) 委員は報酬及び費用弁償を受け、県民委員は費用弁償を受けるものとする。

(7) 委員及び県民委員の任期は2か年度とし、委嘱のつどその範囲内で知事が定める。

(組織)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

(2) 委員長及び副委員長は、委員の中から委員の互選によりこれを定める。

(3) 委員長は、委員会を招集し、その議事を統括する。

(4) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代行する。

(運営)

第6条 委員会は、知事等からの説明と資料提出を受け、これに基づいてマニフェストの進捗に関して点検・評価を行う。

(2) 委員会は、点検・評価に当たっては、必要な情報を公開したうえで広く県民の意見を募集し、これを参考にするものとする。

(3) 委員会は、毎年度末から新年度5月までに報告書を取りまとめ、知事に提出するとともに、県民に公表するものとする。

(4) 委員会の審議は公開とし、報道機関の傍聴を認めるものとする。なお、委員会が特に必要があると認める場合は、その他の者の傍聴を認めるものとする。

(関係者の出席)

第7条 委員会は、必要があると認める場合は、県職員その他の関係者に出席を要請するものとする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、委員会事務局において行う。

附 則

この要綱は、平成16年3月6日から施行する。

マニフェスト進捗に関する評価方法について

- 平成16年度末の場合 -

1 基本的方針

- (1) マニフェスト進捗の点検・評価については、政策別(37本)の点検・評価を基本とし、これを総合して、政策分野別及び全体の点検・評価を行うものとする。
- (2) 政策別の点検・評価にあたっては、成果を重視し、「目標実現状況(目標達成度)」を基本とする。定量的な把握が難しい場合でも、目標実現の状況を定性的に評価するものとする。
- (3) 上記のほか、目標実現のための「行政対応状況(対応段階区分)」についても点検・評価を行うものとし、二本立ての評価とする。
- (4) 県の総合計画等の決定においてマニフェストの政策内容(特に目標)とは異なる内容を定めた場合においても、マニフェストの当初の政策内容に照らして点検・評価を行うものとする。
- (5) 点検・評価の結果については、県民にわかりやすいものとなるよう(関心をもってもらえるよう)、ランク区分等の工夫を行う。

2 点検・評価の情報

(1) 関係資料

【目標達成度に関する資料】

- ・ 県担当部局からの提供資料
- ・ 公刊された社会統計資料(数値目標に係るデータ)

【対応状況に関する資料】

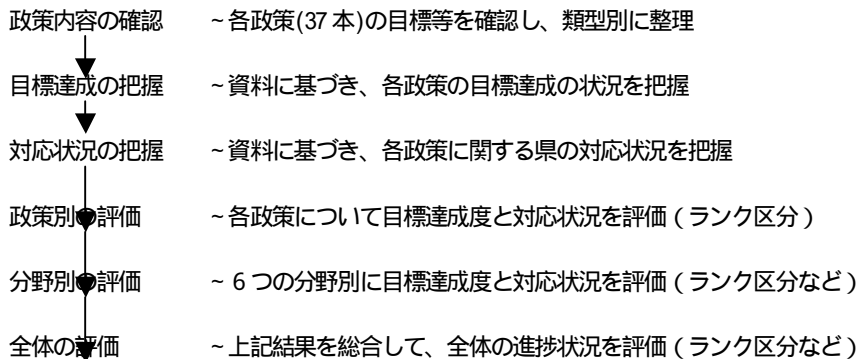
- ・ 総合計画(地域計画を含む)等への反映状況に関する資料
- ・ 16~17年度予算への反映状況に関する資料

(2) 追加ヒアリング、質疑応答

- ・ 必要により、分野別のヒアリング調査、文書による照会回答を行う。

3 点検・評価の方法

【全体の流れ】



【具体的な手順】

(1) 政策内容の確認

政策の「目標」については、マニフェストの記載のうち、原則として【主文】【目標】【期限】に記載された内容をもとに把握する(【方法】【財源】の内容はあくまでその手段として把握する)。

ひとつの政策について複数の目標が掲げられている場合は、主たる目標を基本とし、その他の目標を従たるものとして把握する。

政策については、1)目標がアウトカム指標(成果指標)を掲げるものか、アウトプット指標(結果指標)を掲げるものかという視点と、2)目標を維持するのに継続的な対応を要するものか否かという視点によって、表1の5つの区分に分けて把握する。

さらに、既存の取組みを拡充・発展させるものか、新規の取組みを行うものかについても、把握する。

これらにより、目標達成度等の把握に違いが生じる。

表1 政策のタイプ

| 政策の区分 | 内容の説明 |
|-------|-----------------------|
| 第1タイプ | アウトカム指標を掲げる政策で、目標を維持す |

| | |
|--------------------------|--|
| 【アウトカム・継続型】 | るには継続的な対応を要するもの |
| 第2タイプ 【アウトカム・完結型】 | アウトカム指標を掲げる政策で、一度達成できれば基本的にその状態が継続するもの |
| 第3タイプ 【アウトプット・継続型】 | アウトプット指標を掲げる政策で、目標を維持するには継続的な対応を要するもの |
| 第4タイプ 【アウトプット・完結型】 | アウトプット指標を掲げる政策で、一度達成できれば基本的にその状態が継続するもの |
| 第5タイプ 【制度改革型 / A型、B型】 | 制度改革等を目標とする政策(制度の創設または改正を目標都市、一度達成できれば基本的にその状態が継続するもの) A型 = 県だけで実行可能な改革 B型 = 県だけでは実行できない改革 |

アウトプットとは、政策の実施の結果として提供されたサービス等の結果を指し、アウトカムとは、そうしたサービス等によって地域社会にもたらされた影響(成果)を指す。

(2) 目標達成状況の把握

県側の報告・提供資料により、各政策(37本)の目標達成の状況を把握する。

数値目標を掲げた場合(定量的な把握が可能な場合)は、当該指標の最新データを把握する。

数値目標を掲げていない場合(定性的な把握が必要な場合)は、それぞれの目標に照らして最新状況を把握する。

目標達成のためのデータがない場合は、これに代替できるデータを把握し、これもない場合は「達成度把握不能(NA)」と判断する。

(3) 行政対応状況の把握

各政策について、県の対応状況(インプット)を把握する。把握にあたっては、事務事業の実施状況、研究・検討の状況、関係機関への働きかけ等を把握する。

特に16年度末の点検・作業にあたっては、新総合計画等(地域計画を含む)等への反映、予算(16年度~17年度予算)への反映等の状況についても把握する。

(2)及び(3)の状況把握は、県側の説明、県からの提供資料、ヒアリング調査、文書での照会回答によって行う。

(4) 政策別の評価(1) - 目標達成状況

政策別の評価については、まず目標達成の割合について評価を行う。評価にあたっては、表2の基準によって行う。

「アウトカム型」の政策については、地域社会に生じた影響(成果)の程度について、政策目標を10割とした場合の達成の程度について評価する。「アウトプット型」の政策については、行政のサービス等の向上(結果)の程度について、政策目標を10割とした場合の達成の程度について評価する。

「継続型」の政策については、途中から達成度が低下することもあるため、最新のデータ等を確認して達成の程度を評価する。「完結型」または「制度改革型」の政策については、原則として1度達成すれば達成度が低下することはないため、事実関係に変化がないか否かを検討すれば足りるものとする。

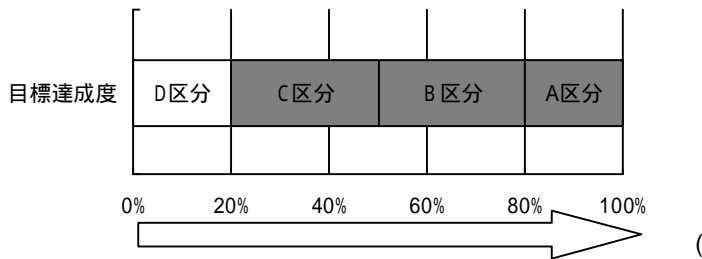
「既存の取組みの拡充・発展」に属する政策については、既存の取組みの成果が現れて目標を達成することもあるため、その原因に留意する。

目標を達成した場合でも、県の対応によるものではないことが明らかである場合(県は対応していない、または県の対応とは因果関係がない場合)は、達成度はDまたはNAとする(県が対応していない場合または県の対応が適切でない場合はD、それ以外の場合はNA)。

表2 目標達成状況の区分

| 区分 | 達成の程度 |
|-----------------------|------------------------------------|
| A | 目標を達成またはほぼ達成(概ね8割以上) |
| B | 目標のある程度の割合を達成(概ね5~8割未満) |
| C | 目標の一部を達成(概ね2割~5割未満) |
| D | ほとんど実績が表れていないか、または逆に低下している(概ね2割未満) |
| NA (not available) | 評価不能(データがないため、達成度を把握できない場合など) |

【参考図】目標達成区分のイメージ



(5) 政策別の評価(2) - 行政対応状況(段階区分)

政策別の対応状況については、未着手の段階から完了段階までの5つの段階に区分して、現在どの段階にあるかについて評価する方法(段階区分方式)を採用するものとする。評価にあたっては、概ね表3の基準によるものとし、適用することが難しい場合には、個別に基準を補足して評価するものとする。

政策目標が達成された場合でも、県の対応と関係なく達成されることもありうるため(地方への税源委譲、新規求人数の増加など)行政対応度の評価は独立して行う。

「アウトカム型」の政策については、県の対応についてインプット(行政上の措置)とアウトプット(措置の結果として生じたサービス等の向上)を含めて評価し、「アウトプット型」の政策については、県の対応のうちインプット(行政上の措置)について評価する。

「既存の取組みの拡充・発展」に属する政策については、既存の取組みと比較してどれだけ拡充・発展したかによって評価する。すなわち、既存の取組みと同程度にとどまっている場合は、原則として第1段階(未着手)と評価する県が総合計画(地域計画を含む)等の決定にあたり、マニフェストの目標等を変更した場合には、その変更が適切であるか否かを評価し、その結果を付記する。ただし、この評価は、目標達成状況及び行政対応状況の評価には反映させない(あくまでマニフェストに即して評価)。

表3 行政対応状況の区分

| 区分 | 新規の取組みの場合 | 既存取組み拡充の場合 |
|---------------|---------------|-------------|
| 第1段階(未着手・未改善) | 未着手 | 既存の継続(未拡充) |
| 第2段階(方針決定・検討) | 方針決定、制度・事業の検討 | 拡充の検討 |
| 第3段階(準備・事業化) | 制度化・事業化の作業 | 拡充の準備(予算化等) |
| 第4段階(実施中) | 制度決定、事業実施 | 拡充後の事業実施 |
| 第5段階(完了) | 条例施行、事業完了 | 事業完了 |

(6) 分野別の評価

上記の政策別の評価をもとに、各政策分野(パート)別の評価を行う。評価は目標達成状況と行政対応状況に分けて行うものとし、文章で当該分野の評価の概要(特徴、課題等)を記載するものとする。

達成度等を数値化する「評点方式」はとらず、単純にランク区分の数によ

って集計する方法によるものとする(A評価が3件、B評価が4件、C評価が5件...など)。

(7) 全体の評価

上記の分野別の評価をもとに、全体の評価を行う。評価は、目標達成度と行政対応度に分けて文章で記載するとともに、総合的にみて、マニフェストの進捗を評価するとともに、今後必要な取組みや留意事項について記載するものとする。

達成度等を数値化する「評点方式」はとらず、単純にランク区分の数によって集計する方法を採用する者とする(A評価が5件、B評価が10件、C評価が5件...など)。

(8) 点検・評価作業の様式

政策別の点検・評価については、項目・方法等の共通化を図るため、別に定める「政策別点検評価表」により行う。政策分野別の点検・評価についても、同様に「政策分野別点検評価表」により行う。

4 評価結果の活用について

評価結果や今後の取り組みに関する県民に関心を持ってもらうため、評価結果のHP掲載、記者発表等のほか、他の市民団体等と連携してシンポジウムの開催等の機会を持つよう検討する。

評価結果については、今後2年間の県政の取り組みに反映させるため、委員会の提言として「マニフェスト推進上の課題」等を記載するなどの工夫を行う。

5 評価作業のスケジュール（平成 16 年度末評価）
（次頁のとおり）

松沢マニフェスト進捗評価委員会名簿

委員

| 氏名 | 所属・肩書 | 専門分野 |
|-------|--------------|-----------|
| 秋本 福雄 | 九州大学大学院教授 | 都市計画論 |
| 伊藤修一郎 | 筑波大学大学院教授 | 行政学、政策過程論 |
| 桑原 英明 | 中京大学総合政策学部教授 | 行政学、政策評価論 |
| 小池 治 | 横浜国立大学大学院教授 | 行政学、政策過程論 |
| 和田 明子 | 東北公益文科大学助教授 | 行政学、行政評価論 |

(50音順・敬称略。 は委員長、 は副委員長を示す)

県民委員

| 氏名 | 住所地 | 職業等 |
|-------|------|-------|
| 伊藤 信吾 | 相模原市 | 弁護士 |
| 大津 定博 | 鎌倉市 | 会社員 |
| 小澤 久雄 | 茅ヶ崎市 | 公務員 |
| 北條 智彦 | 川崎市 | 学生 |
| 長谷川朝恵 | 横浜市 | NPO役員 |
| 牟田口雄彦 | 横浜市 | 会社役員 |

(50音順、敬称略)

事務局

松沢マニフェスト進捗評価委員会事務局

今年度(平成16年度末評価)の開催経過

- ・平成17年5月7日(土) 第1回委員会 ~評価方法等の決定
- ・同年5月23日、25日 ヒアリング調査(県企画部)
- ・同年5月28日(土) 第2回委員会 ~評価結果の検討
- ・同年6月6日(月) 知事への評価報告書提出、公表